

添付法令資料 4 :

情報セキュリティ管理システムに関する 2016 年 4 月 8 日付
インドネシア共和国通信情報大臣規則 No.4 (目次)
同月 11 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 3 条)
- 第 2 章 電子システムのカテゴリー化 (第 4 条ないし第 6 条)
- 第 3 章 情報セキュリティ管理システムの基準 (第 7 条ないし第 9 条)
- 第 4 章 運営
 - 第 1 節 電子システムの運営者 (第 10 条)
 - 第 2 節 情報セキュリティ管理システム証明書 (第 11 条)
- 第 5 章 認証機関 (第 12 条ないし第 15 条)
- 第 6 章 証明書発行、認証結果報告及び証明書の取消し
 - 第 1 節 証明書発行 (第 16 条及び第 17 条)
 - 第 2 節 認証結果報告 (第 18 条)
 - 第 3 節 証明書の取消し (第 19 条及び第 20 条)
- 第 7 章 自己評価 (第 21 条及び第 22 条)
- 第 8 章 指導 (第 23 条)
- 第 9 章 監督 (第 24 条)
- 第 10 章 制裁 (第 25 条ないし第 27 条)
- 第 11 章 経過規定 (第 28 条)
- 第 12 章 終則 (第 29 条)